

| 番号 | 内容                            | 関係条項 |
|----|-------------------------------|------|
| 1  | 福岡県内における開発許可権者、開発許可制度に関する問合せ先 |      |

福岡県内の開発許可事務担当部局は以下のとおりです。開発行為等を行う場合は、それぞれの管轄区域の行政庁へご連絡ください。**県が開発許可事務を行う 56 市町村以外の市町における開発許可等の問合せ等について、県では対応できませんので、ご了承ください。**

【担当課一覧】

■福岡県 管轄区域：北九州市、福岡市、久留米市及び大任町を除く県内 56 市町村の区域

部署：建築都市部開発・盛土指導課開発第一係・開発第二係

住所：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県庁舎北棟 7 階）

電話番号：092-643-3715

ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsul.html>

■北九州市（政令市） 管轄区域：北九州市内

部署：都市戦略局計画部開発指導課

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号（市役所本庁舎 13 階）

電話番号：093-582-2644

ホームページ：[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu03\\_0148.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu03_0148.html)

■福岡市（政令市） 管轄区域：福岡市内

部署：住宅都市みどり局建築指導部 開発・盛土指導課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号（市役所本庁舎 4 階）

電話番号：092-711-4587

ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/netdetetsudoku/001.html>

■久留米市（中核市） 管轄区域：久留米市内

部署：都市建設部都市計画課

住所：〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3（市役所本庁舎 12 階）

電話番号：0942-30-9343

ホームページ：

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2080juutaku/3120tochiriyo/2017-0223-1458-94.html>

■大任町（全部事務処理市町村） 管轄区域：大任町内

部署：大任町事業課（土木係）

住所：〒824-0512 福岡県田川郡大任町大字大行事 3067（庁舎 2 階）

電話番号：0947-63-3001

ホームページ：<https://www.town.oto.fukuoka.jp/kiji003487/index.html>

※平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に都市計画法に基づく開発許可等の事務が福岡県から大任町へ移譲されました。